

第 2 回 愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成会議

議事概要

1. 日時：平成 26 年 3 月 26 日（木） 14：30～17：50
2. 場所：一般財団法人自然環境研究センター 7 階会議室
3. 出席者（敬称略）：

■検討委員（五十音順）

石井 実	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
岩崎 敬二	奈良大学教養部 教授
内田 和男	独立行政法人水産総合研究センター 増養殖研究所 内水面研究部 部長
角野 康郎	神戸大学大学院 理学研究科 教授（ご欠席）
小林 達明	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授
鳥羽 光晴	千葉県水産総合研究センター 東京湾漁業研究所 所長
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員
西田 智子	独立行政法人農業環境技術研究所 生物多様性研究領域 上席研究員
長谷川 雅美	東邦大学理学部 生物学科 教授（ご欠席）
細谷 和海	近畿大学農学部 教授
村上 興正	元京都大学 理学研究科 講師

■農林水産省

作田 竜一	農林水産省 大臣官房環境政策課地球環境対策室 室長
丹菊 将貴	農林水産省 生産局畜産振興課 課長補佐
谷口 康子	農林水産省 生産局畜産振興課 課長補佐
廣田 美香	農林水産省 生産局畜産振興課企画班 課長補佐

■環境省

関根 達郎	環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長
東岡 礼治	環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長補佐
谷垣 佐智子	環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 係長

■事務局

小出 可能	一般財団法人自然環境研究センター 主席研究員
-------	------------------------

4. 議事：

- (1) 侵略的外来種リスト作成について
- (2) その他

(1) 侵略的外来種リスト作成について

<説明資料>

- (資料 1) 外来種被害防止行動計画（仮称）及び侵略的外来種リスト（仮称）の今後の検討スケジュール（案）

環境省より資料 1 を説明。

（特になし）

<説明資料>

- (資料 2) 平成 26 年度 第 1 回侵略的外来種リスト作成会議（9 月 5 日開催）においての特に検討が必要な意見及び対応案
- (資料 3) 外来種被害防止行動計画・侵略的外来種リストに関する NGO・NPO 及び関係事業団体と委員との意見交換会（10 月 1 日開催）においての特に検討が必要な意見及び対応案
- (資料 4) 侵略的外来種リストに関する学会への意見への対応案
- (資料 5) 平成 25 年度 第 1 回愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成に向けた魚類ワーキンググループ会合（2 月 13 日開催）においての特に検討が必要な意見及び対応案
- (資料 6) 平成 25 年度 第 2 回愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成に向けた植物ワーキンググループ会合（2 月 13 日開催）においての特に検討が必要な意見及び対応案
- (資料 7-1) 侵略的外来種リスト（仮称）作成の基本方針
- (資料 7-2) 侵略的外来種リスト（仮称）作成手順の流れ
- (資料 7-3) 侵略的外来種リスト（仮称）の構造
- (資料 11) 対策優先種（案）について

環境省より資料 2、3、4、5、6、7-1、7-2、7-3、11 を説明。

資料 2、資料 3、資料 4、資料 5、資料 6 について

- ・（資料 2 p1）3 番目のサキグロタマツメタ等の扱いについて、「海外から我が国の自

然分布域の外に導入される種」と限定する必要は無いのでは。

- ・ IUCNでは生息域外からの導入という定義を徹底している。国境に関わらず、自然分布域外からの導入かどうかだけが本来の生物多様性の観点。今更だが、蓋然性があるのだろうかという気もする。
 - 同種の自然分布域内に導入される場合は遺伝的攪乱の問題になり、外来種問題ではなく、行動計画で整理することになるので、リストでは取り扱わない整理としている。(環境省)
 - 今回、国内外来種の問題を取り上げたのは大きな前進と考えている。その際、外国から日本国内の分布域外に入ってきたものは「国内外来種」とは言えないため正確に述べた。法律の枠外のもを対象にしたことで必要になった言葉であると理解いただきたい。(事務局)

<植物防疫法との関連について>

- ・ (資料2 p2) 3番目。植物防疫法対象の農業害虫の外来種は植防法で対処されるが、分布域外に出て生態系被害を起こした場合には対象外になるので、生態系被害を起こすものはこちらのリストで扱う、と明確にしておく必要がある。植防法対象種のリストを出して、侵略的外来種リストの対象外だと分かるようにする。またその中で生態系被害を与えるものにマークすれば分かりやすい。
- ・ (資料2 p2) 3番目。農業被害という観点が実は明確ではない。植物防疫法では有用植物であってもなくても害を与えるものが対象で、例えばエノキを食べるアカボシゴマダラは対象になる。植防法と農業との関係はどう整理されるのか。
 - 昆虫は植物に影響する種が膨大で、農林水産省でも法に基づいて対策しているので、二度手間を避けるため今回のリストでは除外することとした。植防法での扱いはもう少し検討し、分かりやすく提示したい。(事務局)

資料7-1、7-2、7-3について

<「(1) 対策が必要な外来種」と「(2) 産業管理外来種」について>

- ・ (資料7-1 p5、資料7-3) (2) 産業管理外来種の区分の必要性は分かるが、その対応として(1) 対策が必要な外来種とあえて区分する必要があるだろうか。適切な管理も一種の対策である。資料7-3の黄色の枠内には適切な管理が必要なもの、分布拡大阻止が必要なもの、駆除が必要なものまで含まれている。
- ・ 「産業管理外来種」の中にも分布定着段階カテゴリが必要で、「対策優先種」「限定対策種」もあるはずである。上に産業管理以外、下に産業管理と大きく分け、カテゴリ構造は統一すれば分かりやすい。小笠原・南西諸島や感染症は別途区分が必要かもし

れない。

<「限定対策種」と「対策優先種」について>

- (資料7-1、7-3)「限定対策種」について。意図的に導入されたものなら特定の重要な地域で対策可能だろう。しかし非意図的に導入されて分布拡大しているものは、そのような対策が難しい。例えばムラサキイガイは都市域の港から船で運ばれて拡散するため、都市域で船底を清掃する必要がある。植物と水域の動物では状況が異なる。
- 「対策優先種」はまん延期のものにも出てくる。「限定対策種」もまん延期のものに限らず局所的に分布するものは該当するのでは。それなら「対策優先種」も「限定対策種」も定着段階の全カテゴリに掛かるよう横に伸ばす構造が分かりやすい。「限定対策種」は地域を重視するので、「地域限定対策種」としたほうが良い。
 - 「対策優先種はまん延期のものにも出てくる」との言及は重要。オオクチバスはまん延期に移っていくと思うが、そうなる対策が必要な外来種に対する防除が弱まってしまわないか。定着状況の枠組みは Hobbs の増殖パターンの変更で、原典ではまん延期は手遅れ期そのもの。「対策優先種」や、手遅れのものは限定地域だけ守るという論理は、リストの本来の趣旨から外れるのではないか。
- (資料7-1、7-3)「限定対策種」の‘限定’が何を限定しているか分かりにくい。説明を読めば地域だと分かるが、もう少し良い名称を考えてほしい。
- (資料7-1、7-3)「限定対策種」は、植物ワーキングでまだ検討していない提案。そもそも植物でまん延期のものがこれほど多く挙がることに反対である。明らかに地域的に増えていくという話があったが、この案のような「どこの国立公園」といった限定的なものをリストに挙げる必要があるだろうか。植物ワーキングでの議論が必要だと思うが、分類群によって‘地域限定’のニュアンスが違うという印象を受ける。
- (資料7-3) 限定対策種は無くても良いと思う。ただ分類群毎に事情が違うので、植物ではこのフレームを希望するのであれば使っても構わないのでは。
- 分類群によるだろう。海産無脊椎動物のような開放系生態系で非意図的導入が多いと地域限定しにくい。一方で、重要な地域に対するカテゴリは必要だと思う。小笠原・南西諸島等で問題になるものは「地域限定対策」ではないか。
- 「限定対策種」という名称は重要度が低い印象を与える。普通に見られる外来種なの

で止むを得ないかもしれないが、良い名称案を検討いただきたい。

- ・ 資料 9-2 で動物の「限定対策種」を選定している。基本的には、まん延期でどこでも見られるものの中で、必要な所で限定的に対策していただきたいもの。(事務局)
→ 「限定対策種」はリスト案を見てもかなり出ており、ここですぐ要、不要を決めるのではなく、検討事項として残したい。

<定着状況のカテゴリ区分について>

- ・ (資料 7-3) 分布定着状況の区分は研究者間でも見方によって印象が違う。行動計画では定着状況によって戦略を立てると謳っているの、このカテゴリ区分は重みがある。現実の状況よりも枠組みに縛られるのならやめたほうが良い。特定外来生物ぐらひはカテゴリ区分案を示してもらえるとイメージが湧く。アライグマもバス類も分布拡大しており、そうなるともん延期のものなどは無いのでは。アメリカザリガニも分布拡大の最前線がまさに問題。
- ・ 全般にはそれなりに分かりやすい区分だが厳密には難しいので、全ての定着段階に「対策優先種」「限定対策種」がカバーするように枠組みを変えるのが良いのではないか。それで評価出来れば、「産業管理外来種」でも同様に作業してみたらどうか。

<枠組みの検討について>

- ・ 議論を整理させていただきたい。「産業管理外来種」の区分は異論無し。黄色枠のグループのネーミングは「対策が必要な外来種」としたが、適切でなければ名称を付けなにか変更する、というご意見だと理解している。また「産業管理外来種」についても定着状況区分をする。定着段階は、分布拡大期とまん延期の判断が困難であればまとめることも一案かと思う。「限定対策種」の枠組み自体が不要か。それぞれに対策の方向性や利用上の注意を記載すれば十分フォロー出来るとも考えられるか。(環境省)

<説明資料>

- (資料 8) 侵略的外来種リスト (仮称) の掲載種選定手順について
- (資料 9-1) 侵略的外来種リスト (仮称) 動物の掲載種の選定方法
- (資料 9-2) 侵略的外来種リスト (仮称) 動物の掲載種 (案)
- (資料 10-1) 侵略的外来種リスト (仮称) 植物の掲載種の選定方法
- (資料 10-2) 侵略的外来種リスト (仮称) 植物の掲載種 (案)

事務局より資料 8、資料 9-1、9-2、10-1、10-2 を説明。

資料 8、資料 9-1、9-2、資料 10-1、10-2、資料 11 について

<「対策優先種」の選定について>

- ・ (資料 11)「対策優先種」を特定外来生物から更に選ぶ流れはこれまでの議論と違うのではないか。リスト作成の原点は、特定外来生物以外にも対策が必要なものがあるということ。絶滅危惧種でレッドリストのランクが高いものから種の保存法指定種を選定するように、こちらも特定外来生物より広い枠組みになるイメージを持っていた。
 - 特定外来生物でも各地域・地方自治体で防除が進まない実態があり、メリハリをつけて対策しなければという認識がある。また各主体に適切な行動を呼びかけていく際、法的規制の中でもメリハリをつけて、それらの規制と併せて対策をさらに進めていくのがより効果的なものがあると考えている。(環境省)
 - 地方自治体の動向を重んじるのであれば、最低限資料を出していただき、自治体の抱える課題を議論しなければいけない。
- ・ (資料 7-3、資料 11) リスト案は要注意外来生物や国内外来種からも拾っており、リスト自体は広がっていて評価出来るが、資料 11 になると限定的。「対策優先種」とそれ以外のものとの対策の違いは何なのかがよくわからない。概念の整理が必要ではないか。
- ・ (資料 7-3、資料 11) 今回のリスト作成には広く外来種を挙げて防除を考えるとという目的があったが、もう一つの特徴は小笠原・南西諸島を特出しすることだと思っている。また、定着状況の 4 カテゴリー区分には意味がある。定着初期の対策はコストパフォーマンス上効果的なので、そのカテゴリからもっと重点的に「対策優先種」として挙げていくというのが、議論に沿った展開であると思う。
- ・ (資料 11)「対策優先種」が限定的なのは、駆除が容易で特定地域から根絶出来るだろうという理由で選定されたためだと思うが、それ以外にも対策は有り、特定外来生物が優先的に対策されてきているのは事実。そうであれば、プラスそれを上回る「対策優先種」を選んでいただきたい。
- ・ (資料 11) 地方行政の事情は分かるが、この「対策優先種」案は対策しやすいものを選んだとしか見えない。環境省が各地で説明する際に重みづけが必要なら、カテゴリは設けずに、地方環境事務所が管轄内で問題となっているものを重みづけして対策を呼び掛けるべき。このような全国共通のカテゴリ化は、地方では対応しなくて良い、「対策優先種」以外は対処不要といったマイナスメッセージになるのでやるべきでない。「対策優先種」を設けるのであれば、その最も有効な使い方は、特定外来生物指定に馴染まないが対策が必要なものが入られるものとするところである。「対策優先種」は

侵略的外来種として選定された中でもより重視するもの、というイメージ。外来生物法の枠組みに馴染まないもので対策してほしいもの、例えばアカミミガメやアメリカザリガニ等が入ってくる余地がある枠組みとして位置付けていただきたい。

- ・ (資料 11) 生物多様性保全、外来生物法の精神からして、特定外来生物の中での重みづけには反対。ただ、実際には目標達成する必要があるので「対策実行種」「対策実践種」等名称や位置づけを変えるのなら理解出来る。「優先」という名称は問題。
- ・ (資料 11) 魚類では、バス類やブルーギルは徹底的に対策すれば狭い場所では根絶出来る見通しが立ってきたので、「対策を重点化する種」等として今挙がっている魚類4種を最優先で対策すべきとしてもらえると、関係各機関の協力も得やすくなるだろう。
- ・ (資料 11) 国内由来の外来種も入っていない。国内由来の外来種、小笠原・南西諸島カテゴリ、限定対策種等、幅広い中から特定外来生物を選定するという流れにしなければいけない。また、「産業管理外来種」からも「対策優先種」は当然出てくるものと思う。資料 11 には今までの議論が具体化されているとは思えず、そうなると枠組み自体に疑問が生じる。
- ・ 淀川河川事務所で侵略的外来種ワースト 100 を作った際、特定外来生物は淀川に関係するものに絞った結果、半分が特定外来生物になった。特定外来生物が 107 種なので、200 種程度以内か。各地域で対策するものの候補種リストと位置付けて、その地域で問題となるものを選んで重点的に対策するようにすれば、適用範囲が広がって良い。
- ・ どの自治体でも取り組めるように各自治体に必ずどれか当てはまるほうが、予算獲得上も良いと考える。
- ・ 本当に対策がとれる種は限られているので、実行性を求めるなら植物はこの案で妥当かと思う。しかし特定外来生物からピックアップするのは非常に違和感がある。200 種という数の趣旨は分かるが、地方自治体では実害が出ていないから対策しないということになって、侵入初期の対策が脆弱になってしまう気がする。実行性を考えると絞ったほうが良いのではないか。
- ・ 資料 7-1 の p5 に、(1) に挙げたものは何らかの対策をするとの記述があり、その中から「対策優先種」として差別化する。問題は実行性で、昆虫では防除に成功した害虫は日本で 2 種類程度しかなく、たくさん挙げても無理な気がする。「対策優先種」という名称が問題なら、違うものだと分かるように「対策重点種」等が妥当か。ただ、

掲載種は全部対策するという前提が示されないと後退した印象になるのは同意見。

- ・ 防除や対策という言葉にはいろいろな内容が含まれる。アカミミガメなら流通販売の制限、アメリカザリガニなら学校教材の販売業者への啓発など、「対策優先種」への指定を根拠にいろいろな形でアプローチ出来ることが重要。環境省が地方に普及していく際の根拠にもなる。アプローチのための枠組みとして、意識して対策すべきものを「対策優先種」に選定することは我々の重要な作業だと考える。
- ・ (資料 11)「対策優先種」の被害の深刻度に関する基準は特定外来生物そのものなので、全ての特定外来生物が候補に挙がる気がする。しかし、すぐ根絶出来るかという理念と現実の違いがあるので実効性から絞り込む。そこまでは理解できるが、問題はカテゴリ化が理念を潰していること。また、対策実行可能性は技術の問題なので、そのネーミングを変えてどう展開するかが環境省の次の腕の見せ所であろう。

<掲載すべき候補種について>

- ・ (資料 9-2、10-2) IUCNワースト 100 掲載種は入れる必要があるのでは。海藻のイチイヅタが抜けている。遺伝的に変異したものが地中海で大発生しており、日本海でもすぐ消えたものが見つかったという例がある。イチイヅタを掲載することで水族館に対する注意喚起にもなるので、サキグロタマツメタと同様なカテゴリで入れるのが良いのではないか。
→ イチイヅタは検討したが、在来個体群が沖縄にあることと、海外系統の個体を肉眼で判別することが難しいため除外した。アクアリウムでも利用されており問題は認識しているので、引き続き検討したい。(事務局)

<「産業管理外来種」について>

- ・ 「産業管理外来種」は植物以外にあり得ないのか。例えばアサリは、日本人が食べる4分の3は中国等からの導入で、遺伝的に違う上に種苗とともに多くの随伴種が非意図的に入ってくるので、適切な管理を少しでもしてほしい。水産庁でも指導していると聞いている。調整が難しいと思うが「産業管理外来種」に該当し得るのではないか。日本貝類学会等からもアサリ、ハマグリがなぜ入らないのかという疑問の意見がある。
→ 同種の遺伝的かく乱については行動計画で注意喚起している。リスト記載については内部でまた検討させていただきたい。なお「産業管理外来種」には植物以外にニジマス、ブラウントラウトも入っている。(環境省)
- ・ セイヨウオオマルハナバチも入る可能性がある。理論で「産業管理外来種」を検討すると、かなり該当するのでは。緑化の牧草以外からもいろいろと入るべきものが出て

くる可能性があるので、枠組みの整理が必要。特定外来生物が「産業管理外来種」に入ると、どちらの枠で対応するのかという疑問も出る。未判定外来生物も含めて、従来の枠組みと今後の枠組みの関連を明らかにしておく必要があるので、次回会議ではその辺りも項目に入れておいてほしい。

- ・ 「産業管理外来種」に入れると「対策優先種」の判断も無くなる枠組みだが、産業利用されても対策を優先すべきものもあるのではないか。ブラウントラウトは産業利用から外れたところで大きな問題を起こしており早急な対策が必要だが、幾つかの湖で漁業権指定されているために「産業管理外来種」に入る。そういったものの対策が薄れる可能性が心配。セイヨウオオマルハナバチやオオクチバスなど恐らく「産業管理外来種」に該当するものを何とか特定外来生物に指定してきたが、今回「産業管理外来種」に入るとそのようなアプローチが困難になる気がする。特に、全く性質が違うニジマスとブラウントラウトが同列に並んでいるのを見て危惧している。

<掲載種（案）のチェックについて>

- ・ どこかの段階で個別の種の評価について一つ一つチェックしないと、この検討会で決定したリストとするには無理があるのではないか。
 - 魚類と植物は専門家会合の方も含めてチェックしていただいている。また、今回会議と並行して特定外来生物等分類群専門家グループ会合の検討委員にご意見を伺っている。今回の案をご覧いただき、各専門分野からご意見があれば、会議後にいただければと思う。（環境省）
- ・ 今回の案を、日本生態学会の外来種検討部会で原案として回覧したい。以前は漏れが無いかどうかのチェックだったが、今回は評価の妥当性等を検討する必要がある。
- ・ 学会等へヒアリングを行ったが、ヒアリングを実施した関係団体全てに案を返していただきたい。パブリックコメントと同時だと非常に錯綜するので、その前に学会意見を聞いた上である程度オーソライズするほうが良い。
- ・ どの段階でどういう意見を聴くかによって回答も違ってくる。この場で決めるのは難しいので、事務局と進め方を相談させていただき、こういう考え方でどうかという提案を委員に流すプロセスを経たほうが良いように思う。候補対象種からはそれほど変わらないと思うが、評価案や「産業管理外来種」はまだ検討が不十分。

<「限定対策種」について>

「限定対策種」は、植物ではまん延期のものに対応して作られたということで良いと

思う。しかし、海産無脊椎動物では不要ではないかと思う。他にもそういう分類群もあるのではないか。

- ・ 植物でも「限定対策種」は不要ではないかと思う。まん延期のカテゴリに「保護地域等での防除」と明記されており、表現技術の問題になる。「対策優先種」とは別な性質なので、カテゴリとして出すと混乱しやすい。
- ・ 「限定対策種」は各地の特定の場所で対策するものだとしたら、レッドリストの地域個体群のようなイメージではないか。種ではなく地域の限定なので、種を指定すると混乱する。対象種はこれだがその中のこの場所に限定すると記述して、個別に挙げる枠組みになるのでは。
- ・ 国内由来がまん延期に限らず「どこの何」となっているように、「限定対策種」は国外由来でも「どこの何」と表記すれば良いのでは。
- ・ 例えばブラントラウトは影響が強いのは北海道。地域分けについては、第1回会議で、個別の種を地域別に記述するのは大変だということから付帯事項で書き込む方向になったと思う。地域が細かく出るとむしろ分かりづらいのではないか。ざっくりと書いた上で、分類群毎に特に注意する部分の道しるべを示せば良いのではないか。
- ・ 植物の「どこにでもある」というニュアンスと、動物の「どこにでもいるが拡がって被害が激烈」との違いがあるのでは。「どこの何」という扱いなら、種の中で特別な状況に置かれたものなので「限定対策種」にする必要は無い。もう一つ、(1)対策が必要な外来種の中の「限定対策種」の位置づけが、対策優先の次に優先なのか、限定的だからもっとランクが低いのか分からない。

<枠組みの検討について>

- ・ 「対策優先種」「限定対策種」とも横方向に広げる。構造が変わるので選び直しになる。リスト案がイメージと違ったため、枠組みを変えたほうが良いのではと思った。
- ・ 「限定対策種」を作ったのは、植物でまん延しているものをどこでも対策すると思われるのを避けるため。動物は生息様式が様々で、同じ枠組みで扱うことには違和感もあったので、植物のみに設けるのも一案か。まん延期の動物で広く対策してほしいものが「限定対策」になると、対策しなくても良いというマイナスのメッセージになるおそれがある。(事務局)
→構造が複雑化するのは良くないので、動物と植物は統一したほうが望ましい。枠組

みを活かすならその枠組みにふさわしいリスト案を検討してみて、問題があれば枠組みや掲載の仕方、評価基準を見直すなどフィードバックするのが現実的。どうやれば外来種を管理出来るのかというのが一番重要。今日の段階で無理に結論を出さないほうが賢明である。

- (資料7-1、7-3) 基本は7-1のp5以降の記述は、ある程度科学的な調査データに基づくカテゴリ区分が先で、それから施策になるべき。資料7-3はそれらが混在して分かりにくい。「対策優先種」、「限定対策種」は赤枠、黄色枠の中に入れてはいけない気がする。「対策優先種」はその都度の優先順位による年度計画のようなものではないか。科学性と政治は分けたほうが良い。
 - 縦横の表の中で、個別の種の該当欄に○が付いていくイメージだと思う。そうすると資料11の定義の対策の実行可能性が重要で、根絶を目指す以外にもいろいろな効果的な対策が実行出来るかどうかで優先度が決まる。もう一つの優先度は緊急性で、今急いで対策すれば抑えられるもので、多分局所的なものが多くなる。そのような表現が出ると「対策優先種」が分かりやすくなる。
 - 「対策優先種」、「限定対策種」について、事務局に持ち帰って座長に相談させていただき、再度事務局内で調整したい。(環境省)

<リストの体裁について>

- 最終的な公表リストはこのA3判になるのか。付加情報はどう提供するのか。
 - 公表リストはA3判の様式になる。付加情報は個票に整理するとともに、最低限の情報はこの表に記載。まずは「対策優先種」等を中心に個票作成を進めたい。(環境省)
- (資料9-2) その他無脊椎動物は、分類が分かるように門や綱は入れてほしい。
- 個票はリスト掲載種全てで出すのが望ましく、出来るだけきちんとした形にするほうが良い。「対策優先種」が今後増える見込みで、個票作成は大変かと思う。夏までに全種作成するのは無理なので、出来る範囲で進めてほしい。

<今後の検討の進め方について>

- 具体的なリスト案が出たことで全体の枠組みに関する議論が出てきた。動物のリストでは特定外来生物・要注意外来生物はほとんど入っているということだが、植物ではそうではないとのこと。従来のカテゴリの種が新たな枠組みでどのように整理されたかも踏まえて今後評価する必要がある。特定外来生物以外からも「対策優先種」を選

定してみてもらい、枠組みがこれで良いか検討する。各委員にリストを見ていただき枠組みも考えていただく。次回はその辺りを議論したらどうか。新年度早々に案を出していただき、早めに作業しないと、パブリックコメントに間に合わないのではないか。次回は、ある程度の完成形になっている必要がある。メール会議やヒアリングをしていただき、次回会議で委員に納得いただける原案を作りたい。

→ いただいたご意見を受けて、枠組みを継続するとともに必要な所は修正する。事務局内でも調整が必要なため少し時間をいただきたい。次回会議も早めに開催する方向で調整したいが、それまでにある程度の段階の案をメール等で提供してご意見をいただき、次回会議まで作業を進めた上でご議論いただくようにしたい。
(環境省)

- ・ かなり根本的な部分に議論が戻っている。スケジュールはパブリックコメントから逆算しているようだが、メール会議等をしてでも間に合わせる必要があるのか、あるいはもう少し時間をかけられるのか。

→ リスト作成には難しい作業が多く、既に一度、今年度末の公表予定を今年夏まで延ばしたところである。事務局としても出来るだけ夏の範囲で公開したいが、初秋頃までは調整可能かと思う。(環境省)

- ・ 委員には、枠組みの再検討とリスト案のチェックをしていただく。学会にはもう少し詰めて原案の形になってから出す。個人的に詳しい方に聞いていただくのは構わない。分類群専門家グループ会合委員には本日の資料を送って、意見をいただくこととする。

→ 分類群専門家グループ会合委員へのヒアリングは、本体会議の委員の先生方と並行で確認いただき、共有出来るようにしたい。(事務局)

(2) その他

- ・ 今までの議論、作業が具体化し、見直されたのは進歩である。あと1回の会合では終わらない感じがするので、その辺りは事務局で検討いただきたい。

- ・ 追加でお気づきのことがあれば4月11日を目途に送っていただきたい。次回会合については、まずは事務局で調整させていただきたい。(環境省)